

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 障害者総合支援法に基づく渋川市社協ヘルパーステーション指定居宅介護及び重度訪問介護事業運営規程

(平成18年9月22日制定)

沿革	平成19年 3月28日 議決	平成19年 8月 1日 決裁
	平成20年 3月28日 議決	平成21年 4月 1日 決裁
	平成22年 4月 1日 決裁	平成22年10月 1日 決裁
	平成23年 4月 1日 決裁	平成23年 5月27日 議決
	平成24年 4月 1日 決裁	平成25年 4月 1日 決裁
	平成26年 4月 1日 決裁	平成27年 4月 1日 決裁
	平成28年 3月29日 議決	平成29年 3月15日 議決
	平成30年 4月 1日 決裁	平成31年 4月 1日 決裁
	令和 2年 4月 1日 決裁	令和 3年 4月 1日 決裁
	令和 4年 4月 1日 決裁	令和 6年 4月 1日 決裁

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する渋川市社協ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）において実施する居宅介護及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前各項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第171号）及び群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第96号）その他関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を提供するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 渋川市社協ヘルパーステーション
 - (2) 所在地 渋川市渋川1760番地1
- (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤職員1人（サービス提供責任者と兼務）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 常勤職員9人以上（従業者と兼務）

サービス提供責任者は、居宅介護等の計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従業者 60人以上

常勤職員 9人以上

非常勤職員 51人以上

従業者は、居宅介護等の計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日 日曜日から土曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 午前7時から午後9時までとする。
- (5) 電話等により、緊急対応が可能な体制とする。

(指定居宅介護等の内容)

第6条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護等の計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護

- オ 身体の清拭、洗髪
- カ その他必要な身体介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- (4) 通院の介助（事業所の従業者が自ら自動車を運転して実施する通院等の介助を除く。）
- (5) 重度訪問介護
 - 重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。
- (6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - ア 第2号から第5号に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言（利用者から受領する費用の額等）

第7条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者又は利用者の保護者から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者又は利用者の保護者から、厚生労働大臣が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う指定居宅介護等に要する費用は、その実費を徴収する。なお、本会所有の自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1回の訪問につき1,000円とする。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者又は利用者の保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者又は利用者の保護者に対し交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、渋川市の全域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第10条 事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 障害児（18歳未満の精神障害者を除く）
- (4) 難病等対象者（18歳未満の者を除く）

(苦情解決)

第11条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護等に関し、法第48条の規定により群馬県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して群馬県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、群馬県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は事故が発生した場合、その原因を解明し防止策を講じて事故の再発防止に努めるものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護等の提供により賠償すべき損害が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(秘密保持)

第13条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との

雇用契約に明記するものとする。

- 3 事業所は他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため責任者を設置し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催（テレビ電話装置等を活用しての開催を含む。）及び、その検討結果を従業者へ周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第16条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様、時間、心身の状況及び緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を年1回以上開催（テレビ電話装置等を活用しての開催を含む。）及び、その検討結果を従業者へ周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第17条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会渋川市社協西部ヘルパーステーション指定居宅介護事業運営規程は、平成18年9月30日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年9月1日から施行する。

2 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会障害者自立支援法に基づく渋川市社協東部ヘルパーステーション指定居宅介護及び重度訪問介護事業運営規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。